

# 鹿角市立尾去沢小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

## ○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

## ○いじめの定義

### いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年6月21日成立 6月28日公布、9月29日施行）

このように、いじめの定義には、

- ①行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- ②AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」とかの要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意しなければならない。

## 1 いじめの防止のための取組(未然防止のための取組等)

- (1)いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2)学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
  - ①いじめに関する指導を年間計画(全体・学年別)に位置付ける。
  - ②加害・被害の関係のみならず、周囲が傍観・許容立場にならぬよう、「いじめはしない・させない・許さない」を基本として指導に臨む。
  - ③特に、通信機能付き端末や携帯・スマートフォン等を通じてネット上での書き込みが、いじめに発展する危険性をもっていることを、発達段階に配慮しながら指導事項として扱う。
  - ④いじめとまでは言えなくとも、児童が不安を抱えている場合、安心して相談できるような環境(定期的な相談期間の設定と聴取、相談箱の設置、相談機関の連絡先一覧の明示等)を整える。
- (3)道徳性を育む、要の時間である「道徳に時間」をはじめ、特別活動その他の活動を通じて、児童の自他の生命を大切に作る心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成する。
  - ①日常生活においても、必要に応じていじめ問題に触れる。また、いじめが発生しやすいと思われる時期には重点的に指導する。
  - ②縦割り班活動や児童会活動、自然体験活動、部活動などを通じて、異年齢集団での交流や様々な仲間と過ごすことで得られる「喜び」や「絆」、人や自然を思いやる心を育てる。
  - ③自己有用感を高められる場面や、困難があっても乗り越えていけるような機会を意図的に設け、ストレスを生まない学校づくりを進める。それでもストレスを抱えてしまう時にもそれに負けない自信を育て、ストレスコントロールできるような支援を学校全体で心がける。

(4)分かる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

- ①普段から互いの授業を参観し合っ「開く」という姿勢をもち、学校全体で授業改善に取り組み、児童一人一人が生き生きと学ぶ授業作りに努める。
- ②学校全体で共通した学習習慣形成に力を入れ、学習規律の徹底を図る。

(5)児童自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、それぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取組を進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努める。

- ①児童会活動等がいじめ防止に関する集会を企画したり、人権標語に積極的に取り組ませたりして、意識付けを図る。
- ②外部から専門家を講師として招き、心に響く講話を聴く機会などを通して、児童が自らいじめ防止に取り組めるよう工夫する。
- ③児童と地域の方が触れ合える機会を意図的計画的に設定し、「絆」や「つながり」を深めさせ、お互いの信頼関係を構築していく。

(6)学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。

- ①年度当初に方針や取組について全教職員で共通理解を図ると共に、学校経営のPDCAサイクルに応じて評価や見直しを行う。
- ②学期毎に教職員によるいじめ防止チェックを行い、問題点を洗い出し改善策を講じて、次学期に生かす。
- ③教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけ、他の児童によるいじめを助長させたりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(7)いじめ防止等に関する取組を推進・実施するために、管理職と関係職員による「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- ①対策委員会の構成員はいじめの内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとする。
- ②対策委員会は、いじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担うものであるが、重大事態の調査を行う場合は学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努める。

## 2 早期発見・早期対応の在り方(兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て)

(1)ささいな兆候であっても、観察や関わりを強化して早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。

- ①一部の児童の変化でも気になる行為があった場合は、互いに情報交換を密にし共有できるような工夫(特定の掲示板を活用した付箋紙による情報共有等)に努める。
- ②児童会・縦割り清掃・部活動及び保健室来室状況など、学校全体の様々な教育活動場面で、変化を素早くキャッチするよう心がける。
- ③集団でのいじめは、仲間内で困り込みがあったり本人からの訴えがなかったりするとなかなか気付かず、また、訴えがあっても、深刻と捉えずに放置してしまうと重大事態に陥ることにつながる危険性がある。普段から学級内の友達関係や生活の様子にできるだけ気を配る。
- ④定期的に「児童を語る会」のような情報交換の機会を設け、気になる児童や状況について予備知識を共有し、軽微な段階で解決に導けるよう全体で取り組む。
- ⑤障がいや有する児童が標的となるようないじめがないか常に気を配り、逆にその児童を通じて正しい「共生」意識を育てられるよう指導に生かす。

(2)定期的なアンケート調査や教育相談の実施、外部の電話相談窓口等を児童及び保護者に周知するなど、訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。

- ①アンケートの結果から教育相談を並行して行うなど、いじめの事実確認や実態把握に努める。
- ②聞き取りや面談をする際は、児童が安心して相談ができるようカウンセリングマインドで臨む。また、児童の心情に真摯に向き合い、児童の心配や悩みを過小評価しないよう心がける。さらに、ようやく吐露した苦しい思いが無に帰すことのないよう、周りへの配慮(情報提供者が特定できないよう配慮、聞き取りの場所や時間への配慮等)に努める。

- ③知り得た情報を他の情報等と突き合わせ精査し、関係職員と共有して速やかに対応に当たる。
- ④特に、管理職や生徒指導担当は、積極的に地域とつながり、学校を離れた時間帯や週末・長期休業中の児童たちの様子を知る関係づくりを構築するよう心がける。

### 3 いじめへの対処

- (1)いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
  - ①いじめられた児童の身の安全や心のケアを第一に優先し、本人が安心し信用できる職員を配して支援体制づくりを急ぐ。場合によっては、外部から専門家の協力を仰ぐ。そして、本人保護の観点からも、対応状況について家庭へ正しい情報提供を心がけ、協力し合って解決できるように努める。
  - ②いじめた児童への指導については、いじめが「人権を脅かす重大な侵害」につながり、深刻化・悪化すると命に関わる危険性に直結することへの気付きを促す。さらに、不満や心配事の解消のためにいじめを行うことは間違った認識であることにも触れ、継続して指導に当たる。
  - ③上記の指導と同時に、いじめた側の背景も併せて調査する。特に、複数の児童がいじめに加担している場合は、同時に聞き取りを行い正確な事実関係を把握する。その後、問題解決のための指導やカウンセリングを計画的に進める。
  - ④周囲の「観衆」「傍観者」的児童にも、考える機会(学級指導、臨時の集会等)を設け、いじめを止める以外にも「誰か大人に知らせる勇気」を持つことが大事であり、さらに「いじめを許容せず根絶しよう」というメッセージを伝え、集団機能が高まるよう根気強く繰り返し指導する。
- (2)組織的な対応に努め、家庭や教育委員会へ報告・連絡・相談等を随時行う。また、事案に適した関係機関との連携を図る。
  - ①特に(1)の③で述べたように複数の加害者がいる場合には、対策委員会はもちろん組織全体で役割分担して対応に当たる。その際には、個人情報やプライバシーに十分配慮する。
  - ②被害者家庭への連絡及び連携については述べたが、加害者家庭についても迅速に情報を提供し、共に問題解決に当たれるよう協力要請をする。
- (3)重大事案が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校設置者の指導助言の下、「学校いじめ防止対策委員会」に、関係する専門家を加えた「学校いじめ調査委員会」を設け、調査を行う。

### 4 地域や家庭との連携

- (1)PTAや学校評議員、地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設ける。
  - ①授業参観・定例評議員会・民生児童委員との懇談会等を通じて、学校や地域の児童の様子について情報交換する機会を設ける。
  - ②特に管理職や生徒指導担当は、他の関係機関(母子寮、市民センター、老人クラブ等)と密接なつながりを保つよう心がけ、いじめ実態の透明化に努める。
- (2)学校が行う体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3)教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応について連携体制を構築する。
  - ①地域から得られた情報を基に、心配な家庭へは必要に応じて福祉機関(子育て支援・児童相談所等)への連絡も積極的に支援する。
  - ②発生事案への対応ばかりではなく、必要があれば、小・中連携プロジェクトの「共育を考える会」等も活用し、地域全体でいじめ問題を考える機会を検討していく。
- (4)この方針については、学校のホームページで公開する。